

# \* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ \*

## ～これだけは知っておきたい事項について～

### ①婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・夫婦は別居しても、お互いの収入に応じて家族の生活費を分担する義務(生活保持義務)があります。別居時には分担額等について、話し合って確認をしましょう。
- ・話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に「婚姻費用分担請求調停」を申し立てることができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



### ②親子交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・離れて暮らす親との定期的・継続的な交流が、**子どもの健全な成長のために望ましい場合は、その方法・時期**などについて、子どもの心身状況、子どもの意思などに十分配慮して話し合しましょう。
- ・話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に「面会交流調停」を申し立てることができます。

### ③児童手当の受給者の変更

- ・父と母が、別居により生計を別にしてしているときは、**児童手当は子どもと同居している方**に支給される場合があります。配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、子どもと同居している親に受給者を変更することができます。
- ・受給者変更の手続の詳細は、**各区健康福祉課**(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

### ④DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・**新潟市配偶者暴力相談支援センター**では、配偶者等からの暴力について相談を受け付けています。ひとりで悩まず、ご相談ください。 ☎025-226-1065

### ⑤新潟市公式LINE

- ・「友だち登録」をすると、「暮らし・生活」「防災」「出会い～子育て」に分類されたメニューから、新潟市のさまざまな事業、制度を知ることができます。
- ・登録時に配信を希望する情報を設定すると、必要な情報のみ**プッシュ通知**で受け取ることができます。

〈新潟市公式LINEはこちら〉 →



### 相談窓口(問い合わせ先)

- ・新潟市及び各区の健康福祉課では、家族・家庭の問題について相談できる窓口を設置しています。安心してお気軽にご相談ください。

○新潟市こども未来部こども政策課 ☎025-226-1201

○各区健康福祉課 ※連絡先は新潟市ホームページでご確認ください。URL : <https://www.city.niigata.lg.jp>



# \* 離婚を考えている皆さまへ \*

## ～これだけは知っておきたい事項について～

### ①子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉  
Q & Aや養育費解説動画、養育費と親子交流のパンフレット等が掲載されています。



#### I. 親権者

- ・未成年の子どもがいる場合は、**親権者を決める必要があります**。子どもの福祉を第一に考えて、話し合って決めましょう。話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**を申し立てることができます。

#### II. 養育費

- ・離婚後も父と母は子どもの**養育費(生活費)**をそれぞれの収入に応じて分担する**義務(生活保持義務)**があります。金額、支払時期、支払方法など離婚時に話し合い、きちんと決めて**公正証書等**の法的効力のある文書を作成しましょう。養育費が不払いになった時に効力を持ちます。話し合いができないときやまとまらないときは家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**又は**「養育費請求調停」**(離婚後の場合)を申し立てることができます。

〈養育費に関する  
裁判所のHP〉 →



〈親子交流に関する  
裁判所のHP〉 →



#### III. 親子交流

- ・離れて暮らす親との定期的・継続的な交流が**子どもの健全な成長のために望ましい場合は、その方法・時期**などについて、子どもの心身状況、子どもの意思などに十分配慮して話し合いましょう。話し合いができないときやまとまらないときは家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**又は**「面会交流調停」**を申し立てることができます。

#### IV. 児童扶養手当

- ・離婚し、ひとり親家庭となった方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方や同居の親族の所得、監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、**各区健康福祉課**に確認してください。

### ②財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚するときは、婚姻期間中に築いた**財産を分けて清算**します。
- ・話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**又は**「財産分与請求調停」**(離婚後2年以内)を申し立てることができます。

### ③年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・**「合意分割」**と**「3号分割」**の二つの制度があります。
- ・「合意分割」は、婚姻期間中に収めた保険料に対応する厚生年金を当事者間で分割することができる制度です。合意ができない場合は家庭裁判所に**「年金分割調停」**(離婚後2年以内)を申し立てることができます。
- ・「3号分割」は、当事者間の合意や**裁判手続を必要としません**。

### 相談窓口(問い合わせ先)

○新潟市こども未来部こども政策課 ☎025-226-1201

○各区健康福祉課 ※連絡先は新潟市ホームページでご確認ください。URL : <https://www.city.niigata.lg.jp>



# 養育費取り決め支援制度（費用補助）のご案内

～ 申請される方へ ～

養育費は子どもが経済的・社会的に自立するまでの衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。子どもと離れて暮らすことになった親であっても、子どもの生活を保障し、子どもの健やかな成長を支える義務があります。

そのために、離婚時に養育費の金額・支払期限・支払方法などをしっかりと取り決めておきましょう。取り決めた結果は、口約束や覚書だけでなく、法律的に有効な書面（公正証書、調停調書等）を作成することが大切です。

## 養育費履行確保事業・・・費用補助は2つ

### (1) 公正証書等作成費用の補助

養育費の支払いについて、公正証書※1や家庭裁判所の調停で取り決めを行う場合の費用を補助します。

※1 当事者間で約束したことを法律の専門家である公証人が証明する書面のことで、公証役場において作成します。公正証書では、「支払いを怠った場合は、直ちに強制執行に服する」という趣旨の条項（強制執行認諾条項）が入ることから、万が一不払いになった後の強制執行（財産の差押え等）が可能になります。また、家庭裁判所で作成される調停調書によっても、履行勧告や強制執行の手続きができます。

### (2) 養育費保証契約費用の補助

養育費の受取権利者が保証会社と「養育費立替保証契約」※2を結ぶ際に、必要な費用を補助します。

※2 支払義務者が支払いを怠った際に、民間の保証会社が受取権利者に対して立て替え払いをし、後日保証会社が支払義務者にその金額を請求するものです。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

## 問い合わせ先

新潟市子ども未来部 子ども政策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL:025-226-1201

URL:<https://www.city.niigata.lg.jp>

申請をお考えの方は、  
お気軽にお問い合わせ  
ください。



## 【補助内容一覧】

事業名	(1)公正証書等作成費用の補助	(2)養育費保証契約費用の補助
対象者	<p>新潟市にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費に係る「債務名義」★を有していること。</li> <li>・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。</li> <li>・養育費の取り決めに係る費用を負担したこと。</li> <li>・過去に他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。</li> <li>・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。（(2)の補助のみ）</li> </ul>	
補助対象費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正証書 公証人手数料令に定められた公証人手数料、戸籍謄本等添付書類取得費用など</li> <li>・調停申立 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、切手代など</li> <li>・裁判 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、切手代など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担するもの（別途、毎月の事務手数料として発生するものは補助対象外）</li> </ul>
補助額	<p>2つの支援事業に係る<u>対象費用の全額、「上限10万円」</u>を補助します。 ただし、対象となる子につき、それぞれ<u>原則1回限り</u>となります。</p>	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※上記を受給していない場合は戸籍謄本</li> <li>・養育費の取り決めに交わした文書（公正証書等）の写し</li> <li>・補助対象費用の領収書等 領収書には、「宛先」「領収年月日」「領収金額」「取引内容（但し書き）」「領収者の住所及び氏名、領収印」が必要 ※郵便局及び官公署が発行する領収書及びレシートは、「領収年月日」「領収金額」のみで可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し ※上記を受給していない場合は戸籍謄本</li> <li>・養育費の取り決めに交わした文書（公正証書等）の写し</li> <li>・補助対象費用の領収書等 領収書には、「宛先」「領収年月日」「領収金額」「取引内容（但し書き）」「領収者の住所及び氏名、領収印」が必要</li> <li>・保証会社と締結した養育費保証書（保証期間は1年以上とする）の写し</li> </ul>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正証書等を作成した日（令和4年4月1日以降に限る）の属する月の翌月から6カ月以内に、申請書及び必要書類を添付して、新潟市こども政策課へ提出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費の保証契約を締結した日（令和4年4月1日以降に限る）の属する月の翌月から6カ月以内に、申請書及び必要書類を添付して、新潟市こども政策課へ提出してください。</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所での受付はできません。市役所本館のこども政策課にお出でください。</li> <li>・対象となるご本人が申請してください。</li> <li>・公正証書等作成費用の補助と養育費保証契約費用の補助は、それぞれ別の申請になります。</li> </ul>	

★ 公正証書や調停調書のように公に承認(公証)された内容のことを「債務名義」といいます。